

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月三十日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中 「結核対策推進協議会の委員」 を 「結核対策推進協議

会の委員
議会の委員」に改める。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。